

飲食店の規制

有効期間 7月22日～8月4日（随時延長）

関連領事メール：その120

タイプ	客・従業員の条件		店内飲食時間	一卓の人数上限	その他
タイプA	-	-	午後6時まで	2名まで 宴会は20名まで	
タイプB	客	「安心出行LeaveHomeSafe」使用または用紙記入。	午後10時まで	4名まで 宴会は20名まで	
	従業員	14日毎にPCR検査またはワクチン接種（1回目、2回目ともに終了）			
タイプC	客	「安心出行LeaveHomeSafe」使用	午前0時まで	ゾーンCは6名まで 宴会20名まで	15歳以下は成人同伴者が「安心出行LeaveHomeSafe」を利用すれば本人の同アプリ利用は免除。65歳以上、または15歳以下で成人同伴者がいない場合は用紙記入。
	従業員	ワクチン1回目接種。店舗の一部または全部が「指定ゾーンC」となる。			
タイプD	客	ワクチン1回目接種「安心出行LeaveHomeSafe」使用	午前2時まで	ゾーンDは12名まで 宴会180名まで （・ワクチン1回接種者が3分の2以上 ・ワクチン未接種者及び6歳から15歳の者は、申告書記入及びPCR検査陰性結果等を呈示）	
	従業員	ワクチン2回目接種を終えて14日経過。店舗の一部または全部が「指定ゾーンD」となる。			

バーの規制

有効期間 7月22日～8月4日（随時延長）

関連領事メール：その120

タイプ	客・従業員の条件		店内飲食時間	一卓の人数上限	その他
タイプ1	客	ワクチン1回接種	午前2時まで	4名まで	
	従業員	ワクチン1回接種			
タイプ2	客	ワクチン1回接種	午前4時まで	8名まで	
	従業員	ワクチン2回接種後14日経過			

その他の規制

有効期間：7月22日～8月4日（随時延長）

関連領事メール：その120

営業条件	対象施設
条件付きで営業	スポーツ施設（室内外）、ジム、エステ・ネイルサロン、マッサージ店、娯楽施設（劇場、テーマパーク、博物館、展示会場、映画館等）、遊技場（ビリヤード場、ボウリング場、スケート場）、ゲームセンター、プール：
ワクチン接種等を条件に営業	ナイトクラブ、サウナ、パーティールーム、麻雀店、カラオケ店
<p>・パーティールーム、クラブ、カラオケ店、麻雀店：従業員のワクチン摂取回数に応じて、営業時間、1卓利用人数等制限を緩和。顧客はワクチン1回接種。</p> <p>・ジム、水泳プール、劇場、展示場、ホテル、クラブハウス：従業員、顧客のワクチン2回接種等を条件に、マスク着用義務、収容人数制限等を緩和</p> <p>・スケート場：従業員や顧客のワクチン接種状況に応じて（グループレッスンに加えて）個人客も利用可</p> <p>・屋内スポーツ施設：全従業員、全顧客がワクチン完全接種者であれば顧客はマスク着用は不要</p> <p>・映画館、劇場、博物館：収容人数制限を85%まで緩和</p> <p>・イベント施設：フォーラム、展示会、式典、結婚式等を、参加者のワクチン接種率等に応じた条件下で開催可とする</p> <p>・クルーズ船：7月30日から「公海クルーズ（いずれの港にも寄港せず公海を航行して帰港するクルーズ）」の運行を、全ての船員と船客のワクチン完全接種等の条件下で可とする</p>	

○マスク着用義務：屋内外公共場所、交通機関

○集団制限：公共の場所で4人まで

・結婚式、株主総会、宗教行事では、参加者の3分の2がワクチン1回接種している場合は、参加人数を施設収容数の100%までに緩和する。

・グループツアーは、参加者の3分の2がワクチン1回接種している場合は、参加人数を100名までに緩和する。

○5月24日から、すべての幼稚園、小学校及び中等教育学校で対面授業（半日のみ）を実施

「ワクチン・バブル」下の香港入境時の強制検疫措置等の緩和（8月9日まで）

海外から入境するワクチン完全接種者に対し、出発国ごとに以下のとおり強制検疫措置等の緩和を実施する。

【出典】

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/inbound-travel.html>

有効期間：5月12日～

グループ	分類	対象国	検疫措置緩和の内容	(参考：緩和前の措置)
グループA1	極めてリスクが高い国	ブラジル、インド、インドネシア、ネパール、パキスタン、フィリピン及び南アフリカ共和国、英国	緩和措置なし	香港到着前21日間以内に2時間以上滞在していた者は、香港行き旅客便への搭乗を認められない。
グループA2	超ハイリスク国	アイルランド、ロシア	緩和措置なし	指定ホテルにおいて21日間の強制検疫、その後、7日間の自己観察を行い、26日目に強制検査を受ける必要がある。
グループB	高リスク国	27カ国（日本含む）	指定ホテルでの強制検疫期間を14日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、16日目及び19日目に強制検査を受ける。 【抗体検査陽性の場合】 強制検疫期間を14日間から7日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、12日目、16日目および19日目に強制検査。 ※香港居民かつ、香港出境前に香港内の指定検査機関で陽性証明を取得する必要あり	指定ホテルでの21日間の強制検疫
グループC	中リスク国	グループA1、A2、B及びDのいずれでもないすべての国	指定ホテルでの強制検疫期間を7日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、12日目に強制検査を受ける。	指定ホテルでの14日間の強制検疫
グループD	低リスク国	オーストラリア、ニュージーランド	指定ホテルでの強制検疫期間を7日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、12日目に強制検査を受ける。	指定ホテルでの14日間の強制検疫
-	-	中国本土、マカオ	強制検疫期間（指定ホテル以外）を7日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、12日目に強制検査を受ける。	14日間の強制検疫（指定ホテル以外）
-	-	台湾	グループBと同じ	グループBと同じ

（補足情報）

○日本からの入境の場合、ワクチンを接種できない12歳以下の子どもは検疫措置緩和の対象にならず、保護者が緩和対象で14日で検疫を終える場合でも21日間の検疫が必要。保護者以外の者（ヘルパー等）と一緒に滞在させるか、保護者が引き続き一緒に滞在する必要がある（事前の申請書提出が必要、詳細は以下リンクの「For parents and caretakers (other than exempted persons)」の6を参照）。

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/designated-hotel-returnees.html>

○「ワクチン完全接種者」とは、ワクチン接種を定められた回数終え、かつ最終接種日から14日間経過した者を指す。香港域外でワクチンを接種した場合に摂取済と認められるワクチンは以下のリストのとおり。

https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/list_of_recognised_covid19_vaccines.pdf

○自己観察とは、1日2回の検温の実施、適切な手洗いの実施、マスクの着用等のことを指し、強制検疫は必要ない。

https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/selfmonitoring_travellers_ENG.pdf

●Return2hk

香港居民は、過去14日以内に香港、中国本土（中高リスク地を除く）、マカオ以外の滞在歴がなく、事前の申請や核酸検査陰性証明の取得等の手続きを実施した場合は、入境後14日間の強制検疫が免除となる「Return2hk」スキームを利用することができる。（関連領事メール：その105）

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/return2hk-scheme.html>

●エア・トラベルバブル

5月下旬より実施開始を延期しているシンガポールとのエア・トラベルバブルについて、シンガポールにおいて感染拡大が見られるため、8月末に実施の可否を再度検討する

【概要】過去14日間香港またはシンガポールに滞在し、かつ出発前72時間以内のPCR検査の結果が陰性であることを条件に、旅行目的の制限、強制検疫及び旅程の制限なくシンガポールー香港の渡航が可能となる。（なお、この措置はシンガポール入国に当たって査証免除措置が再開した趣旨ではなく、シンガポール入国にあたっては査証取得が必要です。）（関連領事メール：その105、120）

<http://www.tourism.gov.hk/travelbubble>

「ワクチン・バブル」下の香港入境時の強制検疫措置等の緩和（8月9日以降）

海外から入境するワクチン完全接種者に対し、出発国ごとに以下のとおり強制検疫措置等の緩和を実施する。

※対象国の分類および台湾の扱いは8月3日時点のものです。8月9日以降最新の情報に更新します。

【出典】

<https://www.info.gov.hk/gia/general/202108/03/P2021080200985.htm>

有効期間：8月9日～

グループおよび対象国		非ワクチン完全接種者	ワクチン完全接種者	
				抗体検査陽性
グループA (ハイリスク国)	ブラジル、インド、インドネシア、ネパール、パキスタン、フィリピン及び南アフリカ共和国、英国	香港到着前に2時間以上滞在していた者は、香港行きの旅客便への搭乗を認められない。	<ul style="list-style-type: none"> 指定ホテルにおいて21日間の強制検疫 強制検疫期間中に4回のウイルス検査 強制検疫後7日間の自己観察 26日目に強制ウイルス検査 	緩和措置なし
グループB (中リスク国)	グループA、グループC以外の全ての国（日本を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 指定ホテルにおいて21日間の強制検疫 強制検疫期間中に4回のウイルス検査 	<ul style="list-style-type: none"> 指定ホテルにおいて14日間の強制検疫 強制検疫期間中に3回のウイルス検査 強制検疫後7日間の自己観察 16、19日目に強制ウイルス検査 	<ul style="list-style-type: none"> 指定ホテルにおいて7日間の強制検疫 強制検疫期間中に2回のウイルス検査 強制検疫後7日間の自己観察 9、12、16、19日目に強制ウイルス検査
グループC (低リスク国)	オーストラリア、ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> 指定ホテルにおいて14日間の強制検疫 強制検疫期間中に3回のウイルス検査 強制検疫後7日間の自己観察 16、19日目に強制ウイルス検査 	<ul style="list-style-type: none"> 指定ホテルにおいて7日間の強制検疫 強制検疫期間中に2回のウイルス検査 強制検疫後7日間の自己観察 16、19日目に強制ウイルス検査 	緩和措置なし
-	中国本土、マカオ	指定ホテル以外の滞在先で14日間の強制検疫	<ul style="list-style-type: none"> 指定ホテルにおいて7日間の強制検疫 強制検疫後7日間の自己観察 12日目に強制ウイルス検査 	
-	台湾	グループBと同じ	グループBと同じ	グループBと同じ

(補足情報)

○12歳以下の子どもについて

・グループB、Cについて、引率する大人が先に強制検疫を終了した場合、子どもは残りの強制検疫期間を自主隔離期間として消化することができる。但し、家族全員がワクチン完全接種済、子どもが非ワクチン完全接種者と接触しないことが条件。

・グループAについて、ワクチン完全接種者の香港居民が帯同する12歳以下の香港居民は入境可能。

○非香港居民について

・グループBについて、非香港居民はワクチン完全接種者であれば入境可。上記グループBの検疫措置を適用。

・グループCについて、非香港居民も入境可。上記グループCの検疫措置を適用。

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/designated-hotel-returnees.html>

○「ワクチン完全接種者」とは、ワクチン接種を定められた回数終え、かつ最終接種日から14日間経過した者を指す。香港域外でワクチンを接種した場合に摂取済と認められるワクチンは以下のリストのとおり。

https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/list_of_recognised_covid19_vaccines.pdf

○自己観察とは、1日2回の検温の実施、適切な手洗いの実施、マスクの着用等のことを指し、強制検疫は必要ない。

https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/selfmonitoring_travellers_ENG.pdf

●Return2hk

香港居民は、過去14日以内に香港、中国本土（中高リスク地を除く）、マカオ以外の滞在歴がなく、事前の申請や核酸検査陰性証明の取得等の手続きを実施した場合は、入境後14日間の強制検疫が免除となる「Return2hk」スキームを利用することができる。（関連領事メール：その105）

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/return2hk-scheme.html>

●エア・トラベルバブル

5月下旬より実施開始を延期しているシンガポールとのエア・トラベルバブルについて、シンガポールにおいて感染拡大が見られるため、8月末に実施の可否を再度検討する

【概要】過去14日間香港またはシンガポールに滞在し、かつ出発前72時間以内のPCR検査の結果が陰性であることを条件に、旅行目的の制限、強制検疫及び旅程の制限なくシンガポール-香港の渡航が可能となる。（なお、この措置はシンガポール入国に当たって査証免除措置が再開した趣旨ではなく、シンガポール入国にあたっては査証取得が必要です。）（関連領事メール：その105、120）

<http://www.tourism.gov.hk/travelbubble>

日本－香港－マカオ 出入境措置

経路	入境資格	検疫措置	備考
日本 → 香港	<p>香港居民（香港IDもしくは査証保有者）のみ入境可</p> <p>※非香港居民については詳細確認中</p>	<p>・ 入境後指定ホテルでの21日間強制検疫</p> <p>・ 出国前72時間以内の検査証明の取得（5月21日～）</p> <p>【ワクチン完全接種者】</p> <p>強制検疫期間を21日間から14日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、16日目及び19日目に強制検査。</p> <p>【ワクチン完全接種者かつ入境時の抗体検査陽性】</p> <p>強制検疫期間を14日間から7日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、12日目、16日目および19日目に強制検査。</p> <p>※香港居民かつ、香港出境前に香港内の指定検査機関で陽性証明を取得する必要あり。</p>	<p>入境した日を1日目としてカウント</p>
日本 → マカオ	現在直通便の運航なし		
香港 → 日本	<p>日本国籍者は入国可。外国人は有効な査証を持つ者または再入国許可のある者のみ入国可。</p>	<p>・ 出国前72時間以内の検査証明の取得</p> <p>・ 入国後14日間ホテル・自宅等での待機および公共交通機関の不使用</p> <p>※現在のところワクチン接種による入国措置の緩和等はありません。</p>	<p>入国翌日を1日目としてカウント</p>
香港 → マカオ	<p>マカオ居民および香港永久居民ID保持者のみ入境可</p>	<p>・ 出境前24時間以内のPCR検査陰性証明</p> <p>・ 入境後に14日間の医学観察</p>	
マカオ → 香港	<p>14日以上マカオに滞在していれば入境可</p>	<p>・ 入境後14日間の強制検疫（指定ホテル以外）</p> <p>【ワクチン完全接種者の場合】</p> <p>強制検疫期間を14日間から7日間に短縮。7日間の自己観察を行い、12日目に強制検査を受ける必要がある</p>	<p>入境した日を1日目としてカウント</p>
マカオ → 日本	<p>現在直通便の運航なし。</p> <p>（香港経由で日本に行く場合、上記マカオ→香港の措置に従う）</p>		